

## 改正概要説明書

国名： ラトビア

法令名： 特許法

改正情報： 2011年10月14日変更，2011年12月15日変更

### 改正概要：

以前の改正は2010年10月14日に行われた。今回の改正は2011年10月14日及び2011年12月15日に行われたものであり，特許庁の歳入に関する第23.1条が新設された他は，分かりやすい言葉への置換え等の小規模な改正である。

### 改正内容：

#### ・第23条 特許庁の基本的任務

特許庁の任務について，「ハンガリーにおける当該権利の保護の必要性に関する理解を促進することにより」を，「ハンガリーにおける当該権利の保護の必要性に関する認知度を促進することにより」と変更された。

#### ・第23.1条 特許庁の活動に対する国際機構による財政割当

新設条文である。特許庁の歳入について規定された。

#### ・第28条 特許出願の提出及び出願日

(2) 3)において，「出願書類のうち，発明の明細書」を「文面上，明細書」と変更された。

#### ・第62条 発明の違法利用(特許侵害)

(1)において，「特許所有者の排他権の侵害は，これが特許の有効期間中に行われた場合は，発明の違法利用－第16条の意味での所有者の同意なしでの特許の利用－とみなす」を「発明の違法利用－本法第16条の意味での所有者の同意なしでの特許の利用が特許の有効期間中に行われた場合は－特許所有者の排他権の侵害とみなす」と変更された。